

## 上海日本人学校高等部 PTA 会則

### 第一条 名称並びに事務所

本会は、上海日本人学校高等部 PTA と称し、事務所を上海日本人学校高等部(以下「学校」と称す)内に置く。

### 第二条 目的

本会は、学校、家庭及び地域社会が緊密な連携のもとに連絡協調し、生徒の教育振興を図るとともに、会員相互の親睦と教養の向上および本校の教育目標の達成に協力することを目的とする。

### 第三条 方針

本会は、教育を本旨とする団体として、

- (1) 学校、学校運営委員会、一般社会との協力を促進して、生徒の心身の健全な発達を図る。
- (2) 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体・機関と協力する。
- (3) 学校の教育環境の整備に協力する。
- (4) 国際親善に努める。
- (5) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- (6) 学校運営に意見を述べたり要望を行ったりすることはできるが、学校方針に対しては協力を前提とし、学校の決定事項には干渉しない。
- (7) 本会は独立自主のものであって、他の団体・機関の干渉や支配を受けない。

### 第四条 会員

本会の会員は、教職員、学校に在籍する生徒の父・母またはこれに代わる者(以下「保護者」と称す)の全員とする。ただし、総会での議決・定足数の算定については、教職員を1、一家庭を1と数えることとする。会員は、全て平等の義務と権利を有する。

### 第五条 役員

1.本会には、次の役員を置くことを原則とする。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長(1名)
- (3) 総務 (2名)
- (4) 会計 (1名)
- (5) 書記 (2名)

- 2.会長は、学校運営委員会において選出される。その他役員は会員より選出する。ただし、教職員およびその配偶者またはこれに代わる者は対象としない。選任は、総会の承認を必要とする。
- 3.次年度の役員は、前年度の 12 月までに 1 年生の保護者の中から公募することを原則とする。

## 第六条 委員会

PTA の円滑な運営を図るため、委員会を設置する。

## 第七条 会議

- 1.本会の目的を達成するため、次の会議を開催する。
  - (1) 代表者会議 議決は構成員の出席者の過半数を必要とする。
  - (2) 合同委員会
  - (3) 本部役員会
  - (4) 会員交流会
  - (5) 委員会会議
- 2.各会議の構成員は、別途定める細則による。ただし、会員および各会議、委員会の意見が十分に反映されることを考慮する。

## 第八条 任期

- 1.役員任期は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、二期までの再任は妨げない。
- 2.役員が任期中に交代を余儀なくされた場合は、本部役員会にて協議の上、その交代者を選出し委嘱することができる。
- 3.役員は、第 1 項の任期の前後においても、前任者からの引継ぎを受け、また後任者への引継ぎを行うために必要な協力をするものとする。

## 第九条 総会

- 1.本会は、定期総会を毎年 1 回、会長が年度初めに開催し、前年度の役員は前年度決算報告・活動報告の承認を受ける。新年度役員は年度計画・予算案・その他の事項について審議・承認を受ける。
- 2.役員が協議の上必要と認めるときは、会長は臨時総会を招集することができる。
- 3.総会の定足数は、全会員の過半数とし、議決は出席会員の過半数を必要とする。定足数には、委任状の提出者もカウントするものとする。
- 4.総会は、会員が学校に一堂に会する形式、もしくは書面またはオンラインシステムを用いて開催することを原則とする。また、役員で協議の上、必要に応じて開催形

式を変更することができる。

5. 総会の招集通知は、事前に合理的な期間を置いて、全会員に対して発送されるものとする。招集通知の発送方法は、生徒に対する書面配布のほか、電子メール、WeChat、学校のホームページへの掲示その他の電子的方法によることができる。

#### 第十条 会計

1. 本会の会計役員は、PTA 会費などによる収入・支出金の保管および管理を行い、会計監査を受け、総会にて会計報告をしなければならない。
2. 本会に会計監事を 2 名設置する。会計監事の任期は 2 年とし、1 年ごとに半数を改選する。会計監事は、役員と兼任することはできない。

第十一条 慶弔 会員およびその家族の慶弔関係については、別途定める細則による。

#### 第十二条 改正

本会則の改正は、総会の承認を必要とする。 2. 細則については、本会則に反しない範囲において、代表者会議の協議により制定及び改正することができる。

#### 第十三条 個人情報の取り扱い

上海日本人学校の「個人情報の取り扱いについて」に基づき、本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理を行っていく。

(附則)

この会則は、2012 年 3 月 10 日から施行する。

2013 年 5 月 11 日 一部改正

2019 年 4 月 20 日 一部改正

2020 年 11 月 20 日 一部改正

2024 年 10 月 9 日 一部改正